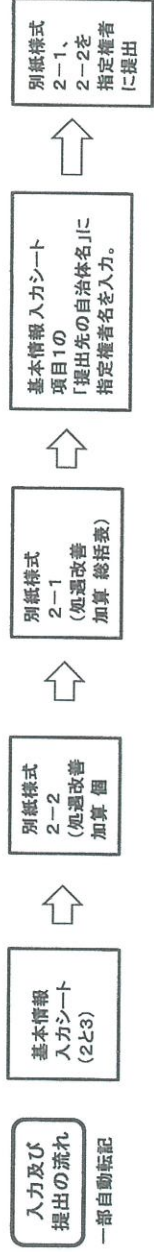


●はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】

- ①本計画書は、福祉・介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の様式です。
②処遇改善加算を申請する場合は、各事業所の指定権者に別紙様式2-1、2-2を提出してください。
③障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を申請する場合は本様式ではなく、補助金用の様式を使用してください。

- 自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
●本計画書は、京都府・京都市の共通様式です。提出先ごとに個票の内容を変えずに提出することが可能です。
「加算様式の提出先」に記入した上で、指定権者に別紙様式2-1、2-2を提出してください。



1 提出先の自治体名

提出の目的	加算様式を指定権者に提出
提出先の自治体名	加算様式の提出先 京都市

※上記「入力の流れ」に沿って必要事項を入力した後、提出先の自治体名を選択してください。

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ 名称	キョウトシキタクキタノヒガシコウバイチヨウ6バンチ1 京都市北区北野東紅梅町6番地1
	〒	603 - 8323
法人住所	住所1(番地・ 住居番号ま で)	京都市北区北野東紅梅町6番地1
	住所2(建物 名等)	
法人 代表者	職名	理事長
	氏名	荻野 一茂
	法人番号	3130005004393
書類作成 担当者	フリガナ	ナカムラ マサユキ
	氏名	中村 雅幸
連絡先	電話番号	075-462-7621
	E-mail	iimuchi@joseph-kyoto.com

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先 京都市

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）



1 基本情報

フリガナ	キョウトシキタクキタノヒガシコウバイチヨウ6バンチ1
法人名	京都市北区北野東紅梅町6番地1
法人所在地	〒 603-8323 京都市北区北野東紅梅町6番地1
フリガナ	ナカムラ マサユキ
書類作成担当者	中村 雅幸
連絡先	電話番号 075-462-7621 E-mail jimuchi@joseph-kyoto.com

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
①	令和7年度の加算の見込額	(a)	52,258,788 円
②	令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b)	0 円
③	令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額（賃金改善が必要な額）(a + b)	(c)	52,258,788 円
④	令和7年度の賃金改善の見込額 ③の額以上となること。障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金から人件費に充てた額を除く。）	(d)	53,000,000 円

【記入上の注意】

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ（処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記	○
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	18,761,046 円 ←
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額（①の見込額以上となること）	19,000,000 円 ←

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】
※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記	○
---------------------------	---

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
--	---

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)	○
--	---

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記	○
---------------------------	---

☐ ☐ ☐ ☐

(6)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記	○
---------------------------	---

法人名	京都市北区北野東紅梅町6番地1
-----	-----------------

・オレンジ、ピンク色のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

52,258,788	円	うち、知政改革加算(算込)の合計[円] (別添表2-12①の内数)
18,761,046	円	うち、知政改革加算IV相当の1/2(算込)の合計[円] (別添表2-13①(1)に転記)
0	円	うち、新たに増加するユー・スプ・アツ等加算相当の算込額[円] (別添表2-13②(1)に転記)

・投資後の資金が年額40万円以上であることは、救済受償加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

189	改善後の賃金が年間44万円以上となる者の数
8	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数

⑥キヤリアパス要件Ⅳについて(「令和7年度の算定予定」について)

提出先	京都市
-----	-----

[illegible]